

市民委員会 資料

〔港湾局〕

陳情第169号

川崎港にパトロール専用船を配置し港の安全と
合理化による経費の削減に関する陳情

1 関係各機関の役割及び港湾管理者(川崎市)の役割

(1) 関係各機関の役割

- ア 川崎海上保安署 海上交通の安全確保、犯罪の予防及び取締り
- イ 川崎臨港警察署 犯罪の予防及び取締り
- ウ 臨港消防署 災害活動、救急活動
- エ 川崎税関支署 薬物銃器物品等に係る密輸出入の取締り
- オ 入国管理局横浜支局 来日外国人の入国・在留に係る認定等

(2) 港湾管理者(川崎市)の役割

ア 港湾法では、港湾区域及び管理下の港湾施設を良好な状態に維持する、とされ、国際船舶・港湾保安法では、危害行為の防止や保安確保のための措置を講ずる、とされている。港湾における保安対策として、次のような業務を行っている。

- 立ち入りを制限する区域(制限区域)を海と陸に設け、海の制限区域については、3隻の船舶により巡視を行い、監視カメラ、警備員による監視も行っている。
- 陸の制限区域については、フェンスで囲い、センサー、監視カメラ、警備員により監視している。

イ これら監視体制を突破して侵入した場合等には、港湾管理者及び関係各機関は次のような流れで役割分担をして連携しつつ、対応する。

第1段階 不審船舶・不審車両の発見等の通報を受け、港湾管理者が関係各機関へ状況を通報後、現場へ急行する。

第2段階 現場では、関係各機関が情報収集を図り適切に対応し、港湾管理者は現場及び周辺の監視を強化し、付近の安全を確保するため避難誘導等必要な作業を行う。

第3段階 事態が収束した後、港湾管理者は原状回復(破壊された設備の修理等)に必要な手続きを行う。

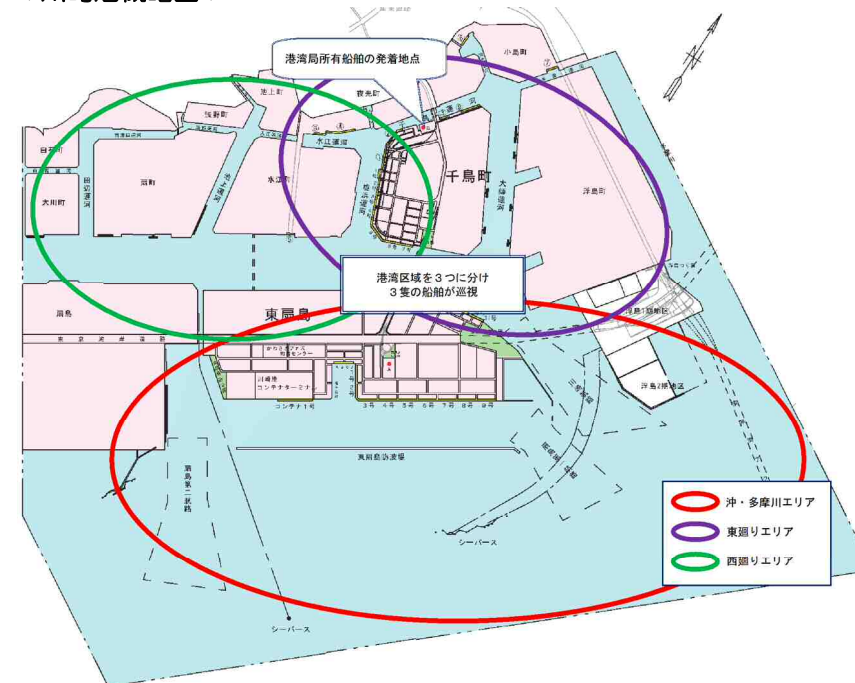
2 根拠法令

- 港湾法 第12条第2号
港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること。(港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他汚染の防除を含む。)
- 国際船舶・港湾保安法 第36条(国際水域施設の保安の確保のために必要な措置)
国際水域施設の管理者は、当該国際水域施設に対して行われるおそれがある危害行為を防止するため、次条から第41条までに規定するところにより、当該国際水域施設の保安の確保のために必要な措置を適確に講じなければならない。
- 国際船舶・港湾保安法 第37条(水域指標対応措置)
特定港湾管理者は、国土交通省令で定めるところにより、水域指標対応措置(当該国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域の設定及び管理その他の当該国際水域施設について国土交通大臣が設定する国際海上運送保安指標に対応して当該国際水域施設の保安の確保のためにとるべき国土交通省令で定める措置をいう。)を実施しなければならない。

3 所有船舶の業務と特徴 (「別表 所有船舶について」参照)

	あおぞら (巡視・旅客船)	つばめ (巡視・旅客船)	ひばり (巡視・測量船)
[港湾管理者として中心的な役割を担う業務]			
港湾区域内の巡視業務	◎	◎	◎
災害発生時の対応業務	◎	◎	○
港湾関連の調査運航業務	○	○	◎
港湾視察運航業務	◎	◎	
[関係各機関と連携して取り組む業務]			
海難等事故発生時の対応業務	○	○	○
油流出時の対応	○	◎	◎
海事関係行事に関する警戒業務	○	○	○

《川崎港概略図》



別表 所有船舶について

船名	あおぞら (巡視・旅客船)	つばめ (巡視・旅客船)	ひばり (巡視・測量船)	
船体写真				
基本仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・建造：1982年（32年経過） ・総トン数：126.77トン ・船体寸法：長さ24.51m 幅6.20m ・定員：54名（船員4名 旅客50名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・建造：1974年（40年経過） ・総トン数：27.94トン ・船体寸法：長さ14.69m 幅3.99m ・定員：22名（船員2名 旅客20名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・建造：1973年（41年経過） ・総トン数：20.90トン ・船体寸法：長さ10.20m 幅5.98m ・定員：13名（船員2名 作業員11名） 	
役割を担う業務 港湾管理者が中心的	港湾区域内の巡視業務	《川崎港概略図》のとおり、港湾区域を3つのエリアに分けて3隻で巡視		
	災害発生時の対応業務	帰宅困難者の輸送・緊急物資の搬送		
	港湾関連の調査運航業務	港湾施設に係る破損等の点検		
	港湾視察運航業務	「あおぞら」50名分・「つばめ」20名分の座席 → ポートセールスにおいて重要な役割		
組む業務 連携して取り	海難等事故発生時の対応業務	海上保安署・消防署等の指示に従って人命救助等の作業		
	油流出時の対応	航走による油の拡散	航走及び放水装置による油の処理	オイルフェンス展張
	海事関係行事に関する警戒業務	防災訓練や出初め式等における海上からの警戒及び人員輸送		

4 船舶の新造

(1) 「つばめ」新造の決定

- ア 建造から40年経過（一般的な耐用年数25～30年）しており、老朽化している。
 - イ 災害時、帰宅困難者の輸送や緊急物資の搬送手段としての役割を担う。
 - ウ 船舶を新造する場合に比べ、多額の修理・保守費用が発生する状態が継続する。
- 総合的に勘案して、船舶「つばめ」の新造が決定された。

(2) 今後のスケジュール

- ア 平成26年度 基本設計
- イ 平成27年度 価格調査、予算要求
- ウ 平成28年度 建造、完成

参考資料

国際港湾施設の保安対策

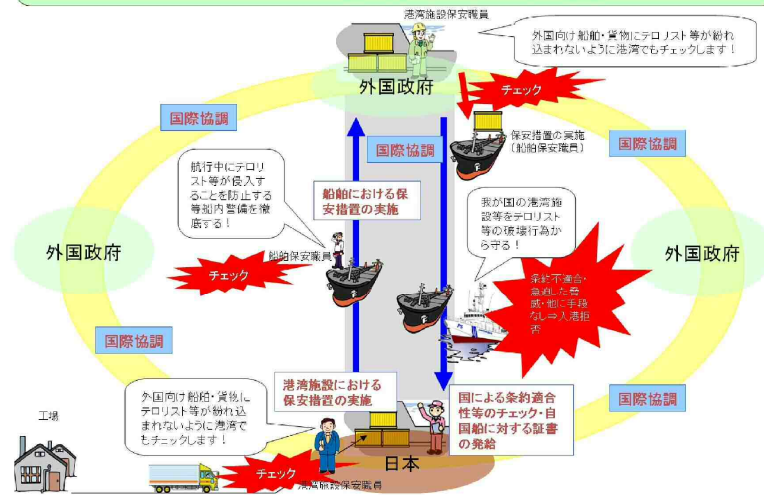
■ 改正 SOLAS 条約への対応

2001年9月の米国同時多発テロ事件を契機として、2004年7月から、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（略称：国際船舶・港湾保安法）」が施行されました。

この法律は、IMO（国際海事機関）における改正 SOLAS 条約（海上人命安全条約）を受けたもので、国際航海船舶や国際港湾施設に自己警備としての保安措置を義務付けたり、外国から日本に入港しようとする船舶に船舶保安情報の通報を義務付け、危険な船舶には海上保安庁が入港禁止等の措置を行えるようにした内容となっています。（詳しくは[ここをクリック](#)（PDF形式）して下さい。）

改正 SOLAS 条約＝

- ① 船舶所有者、港湾管理者等が保安の確保のための措置を講じることにより国際海上運送システムの信頼性の向上を図る。
- ② 併せて急迫した脅威が認められる船舶の入港を拒否すること等により国際海上運送に係る不法な行為の防止を図る。



■ 対象

- 国際航海船舶が一定頻度利用する重要港湾の岸壁等
- ・ 旅客船が年1回以上又は貨物船が年12回以上利用する施設（重要国際埠頭施設）
 - ・ 重要国際埠頭施設のある港湾内の停泊地等の水域施設

■ 国際船舶・港湾保安法による港湾施設における保安措置

外航船や港湾施設に対するテロ行為等を未然に防止するため、下記事項等の実施により自己警備体制を確立すると共に関係機関等と連携し緊急時の対応に備えます。

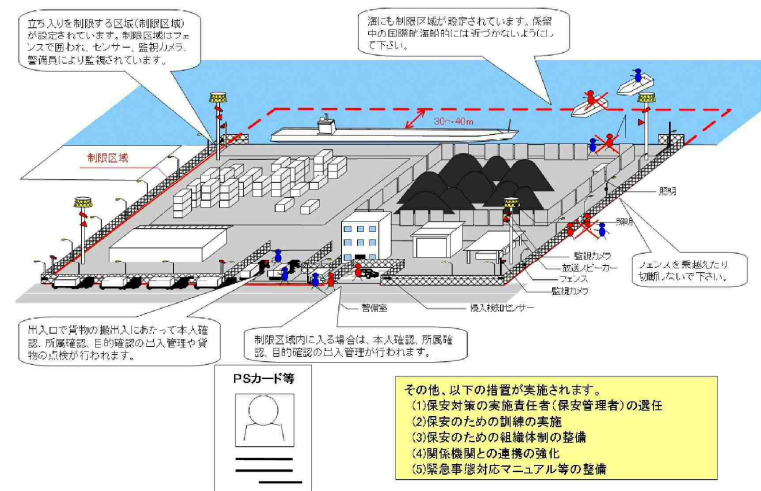
【国】

- ① 保安レベルの設定
- ② 港湾施設保安評価の実施
- ③ 保安規定の審査・承認及び審査された規定に対する報告の徴収
- ④ 立入検査の実施
- ⑤ 保安担当職員による出入管理等の巡視

【港湾管理者及び民間等】

- ① 制限区域内への人や車両の出入の管理、船舶に積み込まれる貨物の管理、港湾施設内外の監視などの措置
- ② フェンスや照明などの保安設備の設置
- ③ 保安措置の実施責任者（保安管理者）の選任
- ④ 保安措置の実施のための訓練
- ⑤ ①～④についてとりまとめた保安規程の作成

■ 港湾の保安対策のイメージ



■ 国際船舶・港湾保安法に基づく埠頭保安規程等の承認状況

[【国土交通省港湾局のホームページへ】](#)

■ 国際海上輸送保安指標レベルの公示について

[【国土交通省港湾局のホームページへ】](#)

■ PS (Port Security) カード発行申請関係について

[【国土交通省港湾局のホームページへ】](#)